

議案第90号

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月12日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 新居浜市特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第4条 新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和42年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第6条 新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬等条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の新居浜市特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定及び第5条の規定による改正後の新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議員報酬等条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、第3条の規定による改正前の新居浜市特別職の職員の給与に関する条例又は第5条の規定による改正前の新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬等条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

人事院勧告に準じた特別職の国家公務員に係る給与改定を勘案し、議会議員、特別職

の職員及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため、本案を提出する。